



セカンド・パーティ・オピニオン
SECOND PARTY OPINION
グリーンローン及び
サステナビリティ・リンク・ローン
フレームワーク外部レビュー報告書

株式会社中国銀行 御中

ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目7番2号

東京サンケイビル 15F

電話: (03) 3516-2411 www.socotec-certification-international.jp/

セカンド・パーティ・オピニオン 外部レビュー報告書

実施 ID : SLLO5164-1

顧客名 : 株式会社中国銀行

所在地 : 岡山県岡山市北区丸の内 1 丁目 15 番 20 号

監査チームリーダー : 倉内 瑞樹 SOCOTEC 認定 主任監査人

監査チームメンバー : 尾石 裕行 SOCOTEC 認定 主任監査人

発行日 : 2025 年 6 月 30 日

目次

- Section 1. 報告書概要
- Section 2. 金融機関(Enabler)とファイナンス・フレームワークの概要
- Section 3. 金融機関(Enabler)の責任と SOCOTEC の責任
- Section 4. SOCOTEC の意見表明の基礎
- Section 5. 外部評価プロセスと評価結果
- Section 6. 付属

Section 1. 報告書概要 (Report summary)

1-1 金融機関(Enabler)の概要

本報告書は、金融機関(Enabler)である株式会社中国銀行(以下「中国銀行」)が策定し、策定基準として用いていたグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版(環境省発行)の改訂に伴い、見直した融資フレームワーク「ちゅうぎんサステナブルローンフレームワーク(以下「本 FW」)」を対象とし、ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社(以下「SOCOTEC」)が外部レビュー機関として実施した適格性評価についてセカンド・パーティ・オピニオンを提供するものである。

中国銀行は、岡山県岡山市に本社を置く 1930 年に設立された地方銀行で、岡山県を中心に広島県、兵庫県、鳥取県などの中国地方で広範なネットワークを展開し、個人及び法人向けに多様な金融サービスを提供している。2021 年 10 月、中国銀行グループはグループ全体の経営資源を最適に活用することを目的として持株会社体制へ移行し、「株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ」が設立され、子会社 26 社及び関連会社 1 社で構成され、銀行業を中心に、リース業、証券業等の金融サービスに係る事業を行っている。

1-2 評価基準

本 FW は、「ちゅうぎんサステナビリティ・リンク・ローン」及び「ちゅうぎんグリーンローン」を対象としており、SOCOTEC は、透明性及び客観性確保のため、以下の基準に基づき、本 FW の評価を実施した。

＜ちゅうぎんサステナビリティ・リンク・ローン：サステナビリティ・リンク・ローン組成に係る枠組み(以下「SLL フレームワーク」)の評価基準＞

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則(SLLP)2023(LMA,APLMA,LSTA 発行)
 - ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版(環境省発行)
- これらを総称して、「SLLP 等」という。

＜ちゅうぎんグリーンローン：グリーンローン組成に係る枠組み(以下「GL フレームワーク」)の評価基準＞

- ・グリーンローン原則(GLP)2023(LMA,APLMA,LSTA 発行)
 - ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版(環境省発行)
- これらを総称して、「GLP 等」という。

1-3 適格性評価結果

上記の基準で示される、それぞれのサステナブルローンに期待される要素に対する適格性評価結果の概要は以下の通りである。

<SLL フレームワークの適格性評価結果>

(1) サステナビリティ戦略と KPI・SPTs の設定について

本 FW に基づき実施されるサステナビリティ・リンク・ローン(SLL)においては、以下の KPI、SPTs が設定されることを確認した。

	KPI	SPTs
①	CO2 排出量	CO2 排出量の削減
②	ZEH 受託率	ZEH 受託率の増大
③	プラスチックのリサイクル率	プラスチックのリサイクル率の増大
④	電気自動車の販売(製造)割合	電気自動車の販売(製造)割合の増大
⑤	食品廃棄量	食品廃棄量の削減
⑥	男性の育児休業取得率	男性の育児休業取得率の増大

SLL の借り手は、上記の KPI、SPTs のうち、自社の中核となるサステナビリティ及び事業戦略に関連し定量化が可能な指標・目標を設定し、そのうえで中国銀行は借り手企業と共に分析・策定し、SPTs の野心度も含めて外部レビュー機関の評価を受ける手続きとなっていることから、基準に適合すると評価した。

SOCOTEC は、本 FW における KPI が、中国銀行の借入人となる地場の中堅・中小企業において想定し得る環境目標として一般的な CO2 排出量の削減に加え、業種によって異なる可能性のある環境指標を設定していることから、それぞれの借り手企業における環境・社会課題解決につなげるための個々の持続可能性戦略における重要性評価の観点も含んだ有意義なフレームワークであると評価している。

(2) ローンの特長について

SLL の融資条件におけるインセンティブ内容について、事前に設定された SPTs が達成されるか否かに応じて金利が変動すると定められていることから、基準に適合することを確認した。

(3) レポーティング及び検証について

融資実行から完済まで、SPTs の達成状況等について借り手は年次で中国銀行に報告し、外部レビュー機関の検証を取得する手順となっているため、基準に適合することを確認した。

以上より、SOCOTEC は、SLL フレームワークが SLLP 等に適合していることを確認した。

＜GL フレームワークの適格性評価結果＞

(1) 調達資金の使途及び評価と選定のプロセスについて

調達資金の使途については、グリーンローン原則に規定するグリーンプロジェクトの分類のうち 7 つに限定することが規定されている。

1. 再生可能エネルギー
2. エネルギー効率
3. 汚染防止と管理
4. クリーンな輸送
5. 持続可能な水資源及び管理
6. 環境経済に対応した製品、製造技術・プロセス
7. グリーンビルディング

また、個々の融資案件の環境改善効果（リファイナンスがあった場合は区別して評価）を外部レビュー機関が評価し選定する手順となっているため、基準に適合することを確認した。

(2) 調達資金の管理について

調達資金については、中国銀行により資金充当先が把握され、未充当資金が発生する場合は専用口座にて管理するため、基準に適合することを確認した。

(3) レポーティングについて

プロジェクトの資金使途やインパクトに関する最新の情報等について、借り手は年次で中国銀行に報告する手順となっているため、原則に適合することを確認した。

(4) レビューについて

本 FW については SOCOTEC によるセカンド・パーティ・オピニオンを取得し結果を公開すること、個々の融資案件については、グリーンローン原則の 4 つの原則への適合性についての外部レビュー機関によるレビューを取得する手順となっているため、基準に適合することを確認した。

以上より、SOCOTEC は GL フレームワークが GLP 等に適合していることを確認した。

Section 2.

金融機関とファイナンス・フレームワークの概要

(Enabler and Finance framework overview)

2-1 金融機関と借入人

☒金融機関と借入人の包括的なサステナビリティ目標と戦略、及びその実現に向けたポリシーやプロセスの評価

<金融機関の概要>

中国銀行は、岡山県岡山市に本社を置く地方銀行で、1930 年に設立された。中国銀行は、岡山県を中心に広島県、兵庫県、鳥取県などの中国地方で広範なネットワークを展開し、個人及び法人向けに多様な金融サービスを提供している。

2021 年 10 月、中国銀行グループはグループ全体の経営資源を最適に活用することを目的として持株会社体制へ移行し「株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ」が設立され、子会社 26 社及び関連会社 1 社で構成され、銀行業を中心に、リース業、証券業等の金融サービスに係る事業を行っている。

<借入人の概要>

本 FW における借入人は、本 FW の基準に則した環境改善目標等を設定可能で、サステナブル経営をおこなうための事業資金を必要とする事業者である。

2-2 金融機関の ESG 取組方針及び戦略

<グループ経営理念及びサステナビリティ基本方針>

ちゅうぎんグループは、地域社会・お客さまと相互に発展する持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、お客さまの視点に立ったサービスを創出し、お客さま一人ひとりに寄り添った課題解決を実践する企業グループへの変革を目指している。そのために、グループの経営資源を最大限活用し、グループ経営の意識をより一層高めていくこと、また、その考えを役職員一人ひとりに浸透を図っていくことが重要であることから、2022 年 4 月にグループ共通の経営理念(ちゅうぎんグループが恒久的に果たしていく使命、また、ちゅうぎんグループの存在意義を示すもの)として「グループ経営理念」を制定した。「グループ経営理念」の他、ちゅうぎんグループが目指す姿である「経営ビジョン」、すべての役職員が共有する価値観である「ちゅうぎんバリュー」で以下のように理念体系を構成している。

【経営戦略】

社会課題・環境課題を経営上のサステナビリティ課題として認識し、「地域社会の発展への貢献」と「企業価値の向上」の永続的な好循環を創り出すことを目指し、2022年4月に「ちゅうぎんグループサステナビリティ基本方針」を制定した。なかでも気候変動はちゅうぎんグループ及びステークホルダーにおける重要課題であり、経営理念や経営ビジョンに基づきサステナビリティ経営の戦略の一つとして取組みを強化していくとしている。

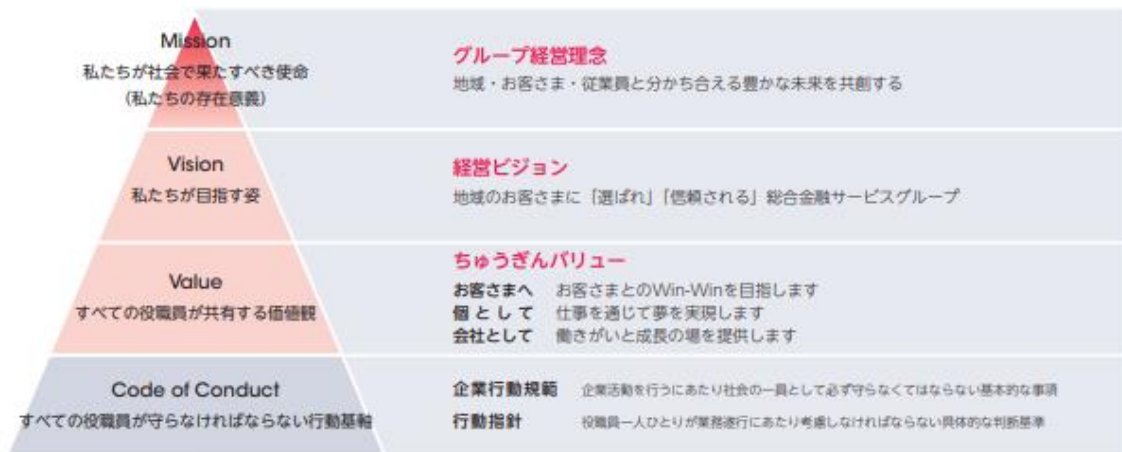
【ちゅうぎんグループサステナビリティ基本方針】

ちゅうぎんグループは、ミッション（グループ経営理念）、ビジョン（経営ビジョン）、バリュー（ちゅうぎんバリュー）、コードオブコンダクト（企業行動規範・行動指針）の実践を、サステナビリティへの取組みの基本方針とします。

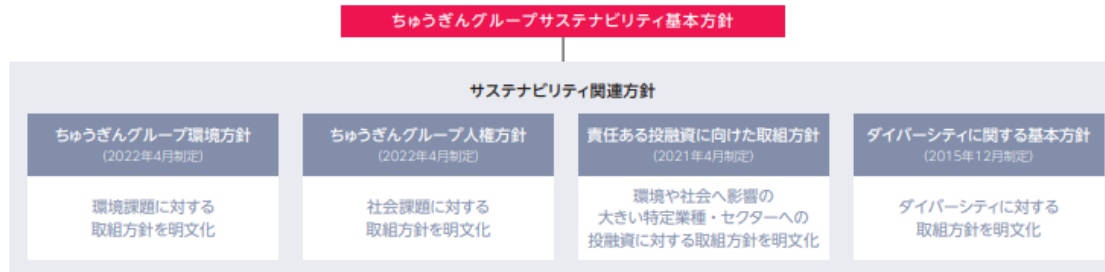
ちゅうぎんグループは、さまざまなステークホルダーとの対話にもとづき、環境や社会の課題に長期的視点で向き合い、企業活動を通じて、「地域社会の発展への貢献」と「企業価値の向上」の永続的な好循環を創り出します。

また、グループ役職員一人ひとりが、これらの取組みの意義を理解し、自律的に行動することで、未来世代にとって安心・安全、そして豊かな地域づくりへ貢献します。

【ちゅうぎんグループの理念体系】



前述理念体系の実践を「ちゅうぎんグループサステナビリティ基本方針」として、以下の4つの方針をサステナビリティ関連方針として位置付けている。



＜重点課題(マテリアリティ)＞

ちゅうぎんフィナンシャルグループでは、経済価値のみならず、社会・環境価値の向上に向けた取組みも一層推進するため、優先的に解決すべき6つの重要課題(マテリアリティ)を特定し、「ちゅうぎんグループ SDGs 宣言」として公表している。マテリアリティの特定にあたっては、外部環境や地域社会の課題を踏まえ、サステナビリティ委員会を経て、取締役会で決定するというプロセスをとっており、原則として中期経営計画の計画期間ごとのスパンで見直しをおこなうこととしている。また、事業活動を通じてマテリアリティに取り組むことで「地域社会の発展への貢献」と「企業価値の向上」の永続的な好循環の創出を目指しており、マテリアリティにもとづく中期経営計画を策定し、サステナビリティ KPI として各種の目標値を掲げるとともに、具体的な施策への落とし込みを図っている。

ちゅうぎんグループSDGs宣言

■ちゅうぎんグループは、「地域・お客さま・従業員と分かち合える豊かな未来を共創する」というグループ経営理念のもと、事業活動を通じて次の6つの環境・社会課題に取り組んでいくことで「地域社会の発展への貢献」と「企業価値の向上」を目指します。



■ 6つの重点課題（マテリアリティ）

重点課題	主な取組み	関連する目標
地域経済・社会の活性化	・地域課題解決や多様なお客さまニーズに沿った各種商品・サービス、コンサルティング等の提供 ・事業活動を通じた持続的な地域・まちづくり ・SDGsの普及、次世代人材の育成、金融リテラシー向上	8 豊かになる経済、9 産業・サービスの革新、11 持続可能な都市、17 パートナリーシップの強化
少子高齢化社会への対応	・資産形成層、資産承継層等ライフステージに応じたお客さまニーズへの対応 ・地域の住みやすいまちづくりへの貢献	3 持続可能な健康、11 持続可能な都市、17 パートナリーシップの強化
DXの推進	・地域のDX・SX促進支援 ・各種サービス、コンサルティング等の提供によるデジタル化の支援 ・デジタル技術やツールを活用した業務効率化	4 質の高い教育、8 豊かになる経済
多様な人財の活躍推進	・プロ人財の育成、専門人財の活躍の場の創出 ・ダイバーシティの理解・多様な働き方・組織風土づくりの促進 ・従業員のウェルビーイングややりがいの向上	4 質の高い教育、5 ジェンダー平等、10 公平な社会
環境経営の促進	・お取引先の脱炭素化促進のご支援 ・環境負荷の低減（省エネ・ペーパーレス・3Rの取組み） ・気候変動への対応、生物多様性の保全	6 安全な水と衛生、7 持続可能なエネルギー、12 持続可能な消費と生産、13 気候変動、15 陸の豊かさを保つ、16 平和と公正
ガバナンスの高度化	・収益・リスク・資本のバランスのとれた健全なリスク管理 ・グループガバナンスの強化 ・コンプライアンス最優先の企業文化の醸成	8 豊かになる経済、10 公平な社会、17 パートナリーシップの強化

中国銀行のSDGsの取組み

中国銀行は、地域のリーディングバンクとして地方創生SDGsの取組みを積極的に推進し、地域やお客さまの課題解決を通じた地域社会の発展とSDGsの実現を目指してまいります

項目	具体的な取組内容	目指す姿
地域経済・社会の活性化 8 豊かになる経済、9 産業・サービスの革新、11 持続可能な都市、17 パートナリーシップの強化	・金融仲介機能の発揮によるお客さまの課題解決 ・地域応援活動、ライフプランサポート活動の推進 ・産業振興への取組み ・次世代人材の育成、金融リテラシー向上	▶ 地域金融機関の強みを活かし、魅力ある地域を創造します。
少子高齢化社会への対応 3 持続可能な健康、11 持続可能な都市、17 パートナリーシップの強化	・ライフサイクルを通じた適切な資産形成サポート ・終身の資産運用・管理ニーズへの対応 ・資産承継に関する支援 ・医療・介護事業者向けの支援	▶ お客さまのライフプランに寄り添った総合金融サービスを提供することで、地域社会のニーズに対応します。
DXの推進 4 質の高い教育、8 豊かになる経済	・地域のDX・SX支援 ・デジタルチャネルによるお客さまの利便性向上 ・デジタルを活用した業務効率化	▶ 地域・お客さまのDXを促進し、デジタルから取り残されない地域を創ります。
多様な人財の活躍推進 4 質の高い教育、5 ジェンダー平等、10 公平な社会	・ダイバーシティの理解・取組促進 ・働き方改革の促進 ・多様な人財の職域拡大などによる活用 ・従業員のウェルビーイングややりがいの向上	▶ 誰もが活躍できる職場づくりを提供し、役職員個々の能力の十分な発揮と働きがいややりがいの向上を目指します。
環境経営の促進 6 安全な水と衛生、7 持続可能なエネルギー、12 持続可能な消費と生産、13 気候変動、15 陸の豊かさを保つ、16 平和と公正	・地域やお取引先との気候変動対応・脱炭素化支援 ・自社の脱炭素化への取組み ・環境負荷の低減（省エネ・ペーパーレス・3Rの取組み）	▶ 環境負荷低減に配慮した取組みを通じて環境保全へ貢献します。

＜責任ある投融資に向けた取組方針＞

ちゅうぎんフィナンシャルグループは、投融資の取組みにあたって、サステナビリティの視点に配慮し、地域社会の持続的な発展、社会的課題の解決に積極的に取り組んでいる。そのため、環境・社会問題に真摯に向き合っている取引先に対しては、地域金融機関として適切な知見の提供や積極的な支援を行い、一方で、環境、社会に対してリスク、負の影響を与える投融資については慎重に判断し、その影響を低減・回避するよう努めることを基本方針として掲げている。

本 FW は、ちゅうぎんフィナンシャルグループの重要課題（マテリアリティ）や方針に基づき設計されたものであり、賛同する借り手企業にとっては、各企業の中核となるサステナビリティ戦略に関連する環境改善目標を達成するための支援となるサステナブル・ローン（GL 及び SLL）を利用することが可能である。

☒ 金融機関と借入人の[行動]を通じた悪影響の環境、社会、ガバナンス関連のリスクの特定と評価、及びそれらがどのように管理及び軽減されるかについての説明

ちゅうぎんフィナンシャルグループは、環境、社会に対してリスク、負の影響を与える投融資については慎重に判断し、その影響を低減・回避するよう努めることを基本方針としており、環境や社会に与える影響が大きいと考えられる下記に示す特定の業種、セクターに対して投融資取引を行う際には十分に留意した対応を行うことを宣言している。

（1）兵器

戦争等に使用される殺戮・破壊を目的としたクラスター弾など非人道的な兵器を製造している企業への投融資は行いません。

（2）石炭火力発電

石炭火力発電は他の発電方式と比べて温室効果ガスの排出量が高く、気候変動等への影響が懸念されるため、新設の石炭火力発電所建設を資金使途とする投融資は原則として行いません。ただし、日本や当該国のエネルギー政策・事情を踏まえ、例外的に取組みを検討する場合は、国際的ガイドライン（※）等を参考に、発電効率や環境への影響、石炭火力発電に対する国際的動向を総合的に勘案したうえで、慎重に対応します。

※ OECD 公的輸出信用アレンジメント等

（3）パーム油農園開発・森林伐採事業

森林資源等の保全や人権保護の観点から、パーム油農園開発向け投融資や森林伐採事業向け投融資は、違法伐採や児童労働などが行われていないかなど、環境への影響や人権侵害の有無等を十分注意したうえで、与信判断を行います。

【サステナブルファイナンス目標】

ちゅうぎんグループは、地域金融機関として地域のお客さまの気候変動に対する理解を深めていただき、脱炭素社会に向けた取組みを支援するため、「サステナブルファイナンス目標」を設定している。

目標内容	2030 年度末までに 3 兆円（うち、環境系目標 2 兆円）
------	---------------------------------

中期経営計画の最終年度である 2026 年度までの中間目標として 1.5 兆円を掲げ、社会関連や環境関連の課題解決に向けた投融資等を通じてお客さまの取組みを積極的に推進している。なお、対象のサステナブルファイナンス目標は、次の分野のファイナンスに加え、地方創生や SDGs/ESG の取組支援を含む 2020 年度から 2030 年度までの実行額としている。

サステナブルファイナンス実績（グループ合算）

（単位：億円）

年度	2020	2021	2022	2023	2024	累計
サステナブルファイナンス	3,035	1,411	1,972	3,004	2,103	11,525
社会分野	2,374	1,016	875	969	909	6,143
環境分野	661	395	1,097	2,035	1,194	5,382

サステナブルファイナンス実績（銀行単体）

（単位：億円）

年度	2020	2021	2022	2023	2024	累計
サステナブルファイナンス	3,035	1,411	1,972	2,928	1,973	11,319
社会分野	2,374	1,016	875	961	898	6,123
環境分野	661	395	1,097	2,035	1,194	5,382

（ロードマップ）各種取組みの計画的な実施により、目標達成を目指している。

		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
目 標	Scope1,2	△72%						△100%
	サステナブル ファイナンス (うち環境)	1.5 兆円						3 兆円 (2 兆円)
取 組	省エネ	高効率省エネ設備入替え						
	再エネ	再エネ電力への切替え、太陽光発電						
		オフサイト PPA による電力調達						
	オフセット	クレジット・非化石証書によるオフセット						
	お客様への取組	エンゲージメント活動の実施						

GL フレームワークにおいては、これらのサステナブルファイナンス目標と整合し、関連するプロジェクトに付随すると認識された実際の又は潜在的な、環境的、社会的リスクを特定・管理するプロセスについての補完情報を借入人から入手し中国銀行が確認することとしている。

☒金融機関と借入人の関連する規制、基準、または持続可能性関連の開示と報告の枠組みへの参照

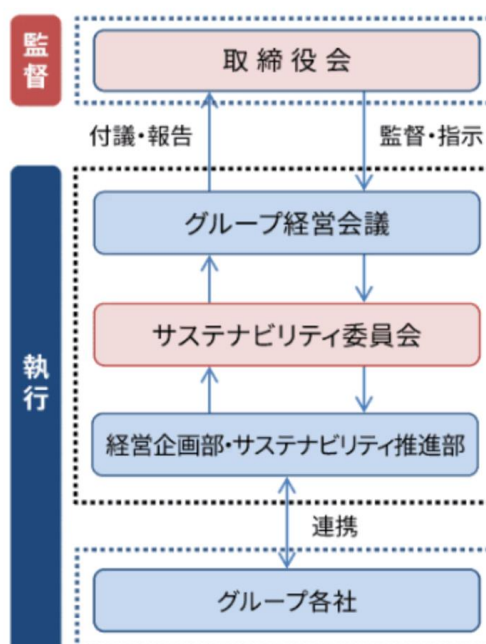
中国銀行は、WEB サイト上の「ちゅうぎんサステナブルローン」の開示において、環境省等が策定するガイドラインに準拠することを示し、「気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準及び適合性の判断のための具体的な手続きの開示」において、国際原則または政府の指針に適合する投融資を GL や SLL の基準とする旨を開示している。

【ガバナンス体制図】

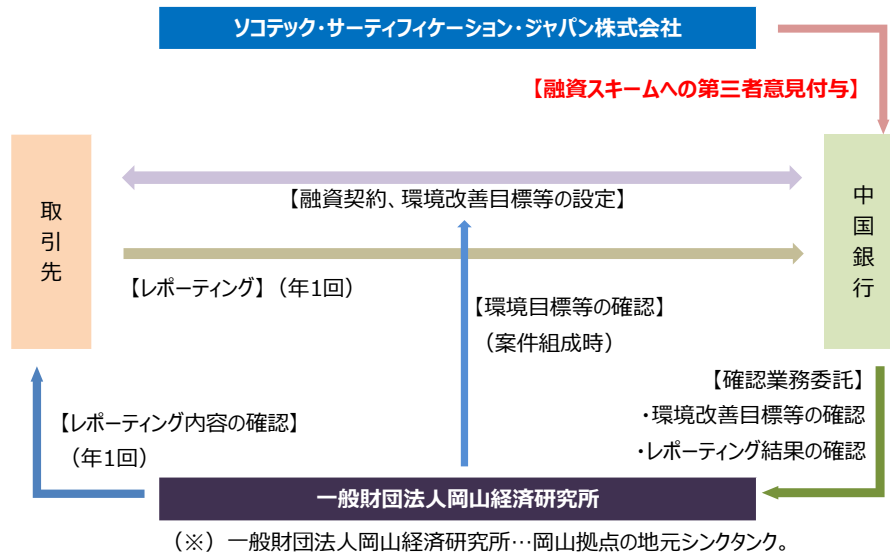
＜サステナビリティ推進体制＞

ちゅうぎんフィナンシャルグループでは、持続可能な社会の実現に向けてサステナビリティ推進体制を強化すべく、社長を委員長としたサステナビリティ委員会を設置している。サステナビリティ委員会では、環境課題や社会課題に対する施策や方針などのサステナビリティに関する事項について年 4 回の頻度で審議・議論を深めている。サステナビリティに関する重要な事項等は、サステナビリティ委員会及びグループ経営会議での審議・議論を経て、取締役会への付議・報告を年 1 回以上行っている。取締役会による審議結果については、経営戦略やリスク管理・評価に反映させる体制としている。

■サステナビリティ推進体制



＜本 FW のスキーム＞



借入人:

借入人は、本 FW の基準に則した環境改善目標等を設定可能で、サステナブル経営を行うための事業資金を必要とする事業者である。

☑必要に応じて、金融機関及び借入人のビジネス全体の状況(関連する過去のデータポイントを含む)における計画された移行軌道の重要性

借入人の個々の案件に関しては、所定の評価様式に従い借入人のビジネスの状況、ベースラインとなるパフォーマンスデータ及びモニタリング方法、BAU によるパフォーマンス推計と目標の野心性に関して中国銀行が評価する仕組みとなっていることを確認した。

☑金融機関及び借入人の提案する戦略と目標は、気候変動を目標レベルに制限するために必要と考えられる適切な科学に基づいた目標と移行経路と整合しているか

SLL フレームワークにおいては、借入人の SPTs の設定の際に、過去 3 年のパフォーマンスの実測・推計結果、業界ごとのパフォーマンス水準、科学の根拠に基づくシナリオなどを複合的に検討し、最終的な野心性を判定することとしている。

☒投資家がその業績を総合的に評価するのに役立つ金融機関及び借入人の開示の包括性
(以下のような情報が開示情報含まれるか否か)

- 1.財務情報の詳細な開示: (貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書などの財務諸表に加え、それらの詳細な注記や分析)
- 2.事業戦略と見通しの説明: (現在の事業状況、将来の成長戦略、市場動向の分析など)
- 3.リスク要因の開示: (事業リスク、財務リスク、法的リスクなど、企業が直面する様々なリスクとその管理方法)
- 4.ガバナンス情報: (経営体制、取締役会の構成、役員報酬など)
- 5.非財務情報: (環境・社会・ガバナンス(ESG)に関する取り組みや、企業の持続可能性に関する情報)
- 6.定期的な情報更新: (四半期や半期ごとの業績報告、重要な事象が発生した際のタイムリーな開示)
- 7.投資家とのコミュニケーション: IR 活動を通じた積極的な情報提供や対話。

借入人による開示はケースバイケースであるが、GL に関しては全案件を中国銀行が開示しており、SLL についても借入人の同意を得た案件については中国銀行が開示している。

開示内容は、借入人の概要、融資の金額・期間・実行日及び借入人の環境改善目標に対する取り組み方針が GL、SLL 共通内容であり、加えて、GL では環境改善目標及び該当する場合は環境改善目標達成時の環境への効果、SLL では SPTs を開示している。

2-3 ファイナンス・フレームワークの概要

【サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク(SLL フレームワーク)】

本 SLL フレームワークは、ローン・マーケット・アソシエーション(LMA)・アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション(APLMA)・ローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション(LSTA)の定めるサステナビリティ・リンク・ローン原則(SLLP)2023 の要件と日本の環境省が策定した「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版」に沿って作成されている。

1. KPIs の選定
2. サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット(SPTs)の測定
3. ローンの特徴
4. レポーティング
5. 検証

SLL フレームワークの詳細は Section 5. 5-3 を参照



【グリーンローン・フレームワーク (GL フレームワーク)】

本 GL フレームワークは、ローン・マーケット・アソシエーション (LMA)・アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション (APLMA)・ローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション (LSTA) の定めるグリーンローン原則 (2023 年 2 月版) の要件と日本の環境省が策定した「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版」に沿って作成されている。

1. 調達資金の使途
2. プロジェクトの評価と選定プロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. レビュー

GL フレームワークの詳細は Section 5. 5-4 を参照

Section 3.

金融機関(Enabler)の責任と SOCOTEC の責任 (Enabler Responsibilities and SOCOTEC Responsibilities)

金融機関である中国銀行は、SOCOTEC がレビューを実施する間に必要な情報やデータを提供する責任がある。SOCOTEC のセカンド・パーティ・オピニオンは、独立した意見を表明するものであり、SOCOTEC に提供された情報を基に、確立された基準が満たされているかどうかについて中国銀行及びファイナンスの利害関係者に情報提供することを意図している。当該業務において SOCOTEC は、中国銀行から提供された情報及び事実に基づいている。

SOCOTEC は、本 FW に対して、SLLP 等又は GLP 等に即したセカンド・パーティ・オピニオンの作成を行った。

本セカンド・パーティ・オピニオンの目的は、SLLP 等又は GLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、SOCOTEC が独立した第三者機関として、本 FW の SLLP 等又は GLP 等への適合性の確認を行うことである。

Section 4. SOCOTEC の意見表明の基礎

(Basis of SOCOTEC's opinion statement)

SOCOTEC は、「ISO17021 適合性評価-マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項」の認定要求事項に適合する包括的なマネジメントシステムを導入し、維持している。又「ISO14065:2020 環境情報を妥当性確認及び検証する機関の一般原則及び要求事項」に従ってマネジメントシステムを確立している。これらは国際監査・保証基準審議会による国際品質マネジメント基準第 1 号並びに国際会計士倫理基準審議会による職業会計士の倫理規定における要求を満たすものであり、倫理規則、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の遵守に関する文書化した方針と手続きを含む包括的な品質管理システムを維持している。

SOCOTEC グループは、検査、試験、認証業務における総合的な第三者機関であり、世界の国々で品質、環境、労働及び情報セキュリティにかかわるマネジメントシステム認証業務やトレーニングサービスを実施しており、環境、社会情報のパフォーマンスデータ及びサステナビリティ報告書保証業務、サステナブルファイナンスの外部レビュー、検証業務を行っている。SOCOTEC は、本業務を依頼した組織やその関連会社、ステークホルダーからも独立しており、公平性を損なう可能性や利害の抵触がないことを断言する。

本セカンド・パーティ・オピニオンに携わったチームは、知識や当該産業分野における経験、本保証業務に関する力量基準に基づき構成されていることを保証する。

SOCOTEC が提供するセカンド・パーティ・オピニオンは、ローン・マーケット・アソシエーション (LMA)・アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション (APLMA)・ローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション (LSTA) が策定したサステナビリティ・リンク・ローン原則及び環境省が策定した「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版」への評価対象の適合性に関する SOCOTEC の現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらすポジティブな影響の程度を完全に表示しているものではない。

本セカンド・パーティ・オピニオンは、依頼者から供与された情報及び SOCOTEC が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況の評価するものであり、将来における状況への評価を保証するものではない。また、本セカンド・パーティ・オピニオンは、GL、SLL によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではない。設定されたサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット及びグリーンプロジェクトの環境面での持続可能性に係る目標の達成度について、SOCOTEC は借入人又は借入人の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認するが、原則としてこれを SOCOTEC が直接測定することはない。

Section 5. 外部評価プロセスと評価結果

(External review process and conclusion)

5-1 範囲と目的(SCOPE and Purpose)

レビューの目的(The Purpose of review)

今回の評価対象は、中国銀行が策定した、本 FW である。

以下は、本セカンド・パーティ・オピニオンに含まれる評価項目である。

SLL フレームワーク

1. 本 FW のサステナビリティとの関係性
2. SLLP 等との整合性(原則 1) KPI 選定の妥当性について
3. SLLP 等との整合性(原則 2) SPTs の測定について
4. SLLP 等との整合性(原則 3) ローンの特長(経済条件)について
5. SLLP 等との整合性(原則 4、5) レポーティングと検証について

GL フレームワーク

1. 本 FW のサステナビリティとの関係性
2. GLP 等との整合性(原則 1) 調達資金の用途の妥当性について
3. GLP 等との整合性(原則 2) プロジェクトの評価と選定のプロセスについて
4. GLP 等との整合性(原則 3) 調達資金の管理について
5. GLP 等との整合性(原則 4、5) レポーティングとレビューについて

中国銀行は SOCOTEC に本 FW の適格性評価を委託している。中国銀行は、本 FW に則ってサステナブルローンを実行することにより、当該ローンが SLLP 等又は GLP 等の基準に適格となることを意図して本 FW を設計しているが、SOCOTEC におけるフレームワーク評価(外部レビュー)の目的は、本 FW のこれら基準への適格性についてセカンド・パーティ・オピニオンを提供することである。

また、この報告書では、個別の SLL の財務的なパフォーマンス、いかなる投融資の価値、あるいは長期の環境便益に関する保証は含まれていない。

レビューの範囲(The SCOPE of review)

- ☒ 原則の 5 つの中核要素を評価し(完全なレビュー)、SLLP/SLL ガイドラインとの整合性、適合性を確認した。
 - ☒ KPIs の選定
 - ☒ ローンの特徴
 - ☒ 検証
 - ☒ SPTs の設定
 - ☒ レポーティング
- ☒ 原則の 5 つの中核要素を評価し(完全なレビュー)、GLP/GL ガイドラインとの整合性、適合性を確認した。
 - ☒ 調達資金の用途
 - ☒ 調達資金の管理
 - ☒ レビュー
 - ☒ プロジェクトの評価と選定のプロセス
 - ☒ レポーティング
- ☐ 他の規制や基準(CBI、EU GBS、ASEAN グリーンボンド基準、ISO 14030 など)との整合性を評価した。

独立レビュープロバイダーの役割(ROLE(S) OF INDEPENDENT REVIEW PROVIDER)

- ☒ セカンド・パーティ・オピニオン
- ☐ 検証
- ☐ その他(詳細記入)
- ☐ 認証
- ☐ スコアリング/レーティング

適用又は参照基準(Regarding standards to be applied or referred to)

【SLL/GL フレームワークへの適合性確認基準】

- ・Sustainability Linked Loan Principles (2023) : SLLP
- ・Guidance on Green Loan Principles (2023.2) : GGLP
 - 発行元: ローン・マーケット・アソシエーション(LMA)、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション(APLMA)、ローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション(LSTA)
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版
 - 発行元: 環境省

【SLL フレームワークの外部レビュー業務に適用する基準】

ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社が作成、発行している規程文書

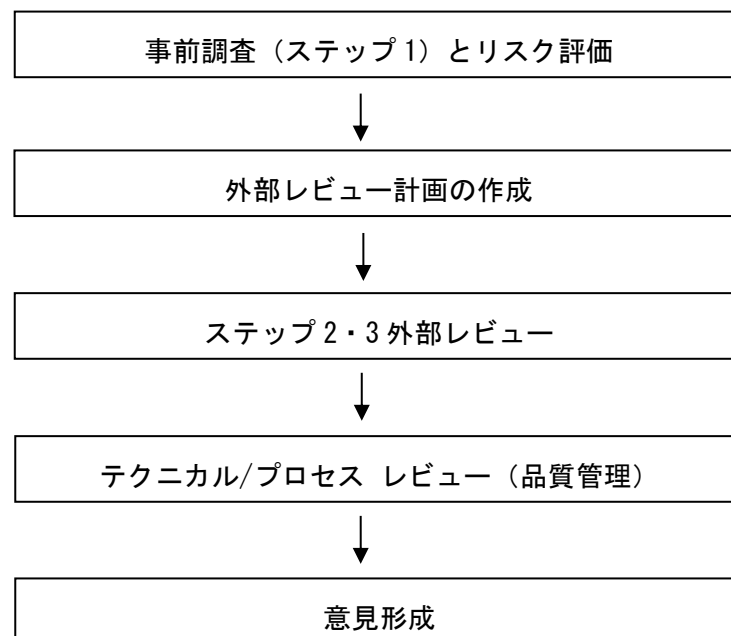
- ・サステナブルファイナンス マネジメントシステム 品質マニュアル Ver.1.1
- ・サステナブルファイナンス外部レビュー業務 品質規程 Ver.3.0
- ・サステナブルファイナンス外部レビュー業務 システム規程 Ver.2.0
- ・サステナブルファイナンス評価実施手順書 Ver.3.0

プロジェクトの評価 (ASSESSMENT OF THE PROJECT(S))

外部レビューには以下が含まれるか:

- ☐ プロジェクトに対する評価 ☒ プロジェクトに対する評価ではない
- ☐ 収益の用途を目的としたプロジェクトの種類の環境的及び/または社会的特徴
- ☐ グリーンボンド、ソーシャルボンド、またはサステナビリティボンドによって資金提供される適格なグリーンプロジェクト及び/または社会プロジェクトが対象とする環境及び/または社会の利益と影響
- ☐ プロジェクトに関連する潜在的に重大な環境リスク及び/または社会リスク（該当する場合）

5-2 評価プロセス (Review process)



監査チーム

監査チームリーダー	倉内 瑞樹	SOCOTEC 認定 主任監査人
監査チームメンバー	尾石 裕行	SOCOTEC 認定 主任監査人

本業務に必要な専門性は、電気、気体燃料・液体燃料、固体燃料及び熱供給、サステナブル・ファイナンスである。これに対して、チームリーダー倉内 瑞樹は SOCOTEC 認定主任監査人であり、SOCOTEC での専門性評価基準に従って専門性が付与されているため、監査チームとして専門性を満たしている。

1. 事前調査(ステップ 1)とリスクアプローチ

評価リスクを合理的に低い水準に抑えるため、必要な資料等を入手及び誤りが含まれるリスクを評価した上で対応手続きを決定し、レビュー計画へ反映させた。

2. サンプルング計画

リスク評価結果を踏まえて、評価対象事業所及び評価の対象となる情報についてサンプルング計画を立案した。

3. レビュー計画

ステップ 2 レビュー及びステップ 3 レビューにより、証拠収集及び評価テストを行った。

ステップ 2 レビューでは、事前に提示された本 FW についてレビューを行い、オンサイトレビュー事項を整理した。

ステップ 3 レビューでは、中国銀行のサステナビリティ方針や戦略のヒアリングを行ったうえで、本 FW に基づく融資案件の実施フローにて実際に借入人や外部レビュー機関とのコミュニケーションに利用している報告書等の様式等の確認、環境改善効果のレビューの具体的な運用方法や外部レビュー機関による評価方法等を確認した。

現地サイト訪問詳細

監査日	オンサイトレビュー サイト名	住所
2025 年 5 月 21 日	中国銀行 本店	岡山県岡山市北区丸の内 1 丁目 15 番 20 号

4. レビュー記録

本 FW に基づく融資の実施手順が、GL 及び SLL の基準に適合した方法で設計されていることを確認した。



なお、SOCOTEC では、実施したレビュー手続きについては手順書を定めており、収集した証拠についても厳密な記録管理を行っている。

5-3 サステナビリティ・リンク・ローン評価の詳細(Detailed Review)

以下の、サステナビリティ・リンク・ローン原則の5つの核となる要素について適合評価を行った。

内容	記載場所	しなければならない /べきである /望ましい /奨励される	✓	評価結果
✓ SLLの借り手は、KPI (s) の選定の根拠（すなわち、事業との関連性やマテリアリティ、借り手のビジネス全体にとって中核的か否か等）、及び、SPT (s) 設定の背景（すなわち、野心度、ベンチマーキングアプローチ、当該SPTsを借り手がいかに達成するつもりか）を貸し手に明確に伝えるべきである。	原則2文目	べきである	✓	「SPTs設定に関する連絡書」によって、「本件KPIを選定及び本件SPTsを設定した理由」の欄で記述することを確認した。 これらには、事業の概要、戦略、社会課題に対するマテリアリティ、KPI、SPTsの候補、野心度を判断するための過去の環境パフォーマンスなどが詳細に示されている。 これらによって、要件を満たす。
✓ 借り手は、上記の情報を借り手自身の包括的な目的、サステナビリティ戦略、方針、サステナビリティ・コミットメント、及び／又はサステナビリティに関するプロセスの文脈に位置づけることが奨励される。	原則3文目	奨励される	✓	「SPTs設定に関する連絡書」にて個々の融資案件ごとに文書化されていることを確認した。 よって、要件を満たす。
✓ 借り手はまた、準拠しようと努めるサステナビリティ基準又は認証に関して、貸し手に知らせることが奨励される。	原則4文目	奨励される	✓	KPI、SPTs候補としてSLLフレームワークに記載されている項目の内、サステナビリティ基準又は認証基準としては、KPI②：ZEH受託率におけるZEHビルダー登録基準、ZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能、住宅における太陽光発電設備の設置割合である。 これらは、経済産業省資源エネルギー庁におけるエネルギー基本計画の目標値を参照していることを確認した。

Overall comment on this section:

SLL の借り手は、本 FW に則り自社の中核となるサステナビリティ及び事業戦略に関連し定量化が可能な指標・目標を設定し「SPTs 設定に関する連絡書」に記述し、中国銀行に通知する手順を通してこれらの原則に適合することを確認した。

1.SLLP 等との整合性(原則1)KPI 選定の妥当性について

Does the review assess:

内容	記載場所	しなければならない /べきである /望ましい /奨励される	✓	評価結果
1. KPIsの選定				
✓ 何よりもまず、KPIは借り手の中核となるサステナビリティ及び事業戦略にとってマテリアルでなければならず、また、自社の属する産業セクターに関連するESG課題に対応するものでなければならない。	1－原則 2文目	しなければならない	✓	個別の融資案件については、「SPTs設定に関する連絡書」によって、「本件KPIを選定及び本件SPTsを設定した理由」の欄で記述することを確認した。 これらの書類により選定するKPIが借り手の中核となるサステナビリティ及び事業戦略にとってマテリアルであるか否かを、借り手とともに中国銀行が企業情報とともに分析の上で策定し、KPIの適切性を外部レビュー機関である岡山経済研究所によって評価を受ける手続きとなっていることを確認した。 よって要件を満たす。

✓ KPIsは、以下でなければならない： ・ 借り手のビジネス全体に関連性があり、中核的でマテリアルであり、並びに、借り手の現在及び／又は将来的な事業において戦略的に大きな意義があるもの； ・ 一貫した方法に基づき測定可能、又は定量化が可能なもの；並びに、 ・ ベンチマーク化が可能であること（すなわち、SPTの野心度に関する評価を容易にするために、可能な限り、外部参照情報又は定義を活用する）。 ✓ 借り手はKPI（s）の明確な定義を提示すべきであり、その定義は、適用対象範囲やパラメーター、及び計算の方法論、ベースラインの定義を含めるべきである。 ✓ 実現可能な場合には業界基準及び／又は同業他社とベンチマーク化がなされるべきである。	1－原則 4-6文目	しなければならない /べきである	✓ 個別の融資案件については、「SPTs設定に関する連絡書」によって、「本件KPIを選定及び本件SPTsを設定した理由」の欄で記述することを確認した。 この様式では、以下の項目が網羅されている。 ・ 借り手のビジネス全体に関連性があり、中核的でマテリアルであり、並びに、借り手の現在及び／又は将来的な事業において戦略的に大きな意義があるもの； ・ 一貫した方法に基づき測定可能、又は定量化が可能なもの；並びに、 ・ ベンチマーク化が可能であること（すなわち、SPTの野心度に関する評価を容易にするために、可能な限り、外部参照情報又は定義を活用する）。 KPIは中国銀行のSLLフレームワークの中で、以下の6つのKPIが定められており、6つのKPIから逸脱するものは申請されないことを確認している。 さらに、6つのKPIのうち、どのKPIを選定するのかに関しては上記の借り手におけるビジネスとの関連性、中核的であるか否か、現在及び／又は将来的な事業において戦略的に大きな意義があるか否かの判断のもとに選定の理由を明記し、決定されている。 KPI候補： ・ CO2削減目標 ・ ZEH受託率 ・ プラスチックリサイクル率 ・ 電気自動車販売量 ・ 食品廃棄物削減率 ・ 男性育児休暇取得率 よって要件を満たす。
--	-----------------------	-----------------------------	--

Overall comment on this section:

KPI の設定は、本 FW の中で定められた 6 つの KPI と関連性のある対象企業（業種・事業規模）に限定したうえで、個々の SLL については借り手が作成する「SPTs 設定に関する連絡書」を元に中国銀行が借り手とともに分析し外部レビュー機関の評価を受ける手順を通して、原則に適合することを確認した。

2.SLLP 等との整合性(原則 2)SPTs の設定について

Does the review assess:

内容	記載場所	しなければならない /べきである /望ましい /奨励される	✓	評価結果
2. SPTsの設定				
✓ SPTsは真摯かつ誠実に設定され、ローンの期間中を通じて（当てはまる限りにおいては）関連性があり、かつ野心的であり続けなければならない。	2－原則(1) 2文目	望ましい	✓	個別の融資案件については、「SPTs設定に関する連絡書」によって、「本件KPIを選定及び本件SPTsを設定した理由」の欄でSPTが明確に文書化されていることを確認した。 野心性に関しては、ガイドラインが示す基準を適用して判断しており、これらの野心性の評価は岡山経済研究所により評価を受けていることを確認した。 個別の融資案件に関するSPTsの野心性に関しては、特に現時点での実績も考慮し、目標値のハードルの高さを精査することとしていることを確認した。 よって要件を満たす。

✓ ローン期間中の各年について、KPI毎に年次のSPTを設定することが望ましい。	2－原則(1) 3文目	望ましい	✓	個別の融資案件については「SPTs設定に関する連絡書」によって、KPIごとに年次のSPTが設定されることを確認した。
✓ 借り手は、可能な場合には、競争上の検討事項や守秘義務に配慮した上で、SPTsの達成に決定的な影響を与えうるあらゆる戦略的情報も強調すべきである。	2－原則(1) 5文目	べきである	✓	個別の融資案件については「SPTs設定に関する連絡書」によって、「本件KPIを選定及び本件SPTsを設定した理由」の欄で競争上の検討事項や守秘義務に配慮した上で、SPTsの達成に決定的な影響を与えうるあらゆる戦略的情報が記述されることを確認した。
✓ SPTsは野心的であるべきで、以下の要素を考慮すべきである。 ・ 各KPIs値の重要な改善を表し、「Business as Usual（成り行きの場合）」シナリオと規制上要求される目標の両方を超えるものであり； ・ 可能な場合には、ベンチマーク又は外部参照情報と比較し； ・ 借り手の全体的なサステナビリティ戦略と整合し；及び、 ・ ローンの組成前又は組成時にあらかじめ設定された時間軸に基づいて決定される	2－原則(1) 6文目	べきである	✓	個別の融資案件については、「SPTs設定に関する連絡書」によって、「本件KPIを選定及び本件SPTsを設定した理由」の欄で記載され、適切性に関しても岡山経済研究所により評価されることを確認した。野心性に関しては、ガイドラインが示す基準を適用して判断しており、これらの野心性の評価は岡山経済研究所により評価を受けていることを確認した。 個別の融資案件に関するSPTsの野心性に関しては、特に現時点での実績も考慮し、目標値のハードルの高さを精査することとしていることを確認した。 これらの判断の根拠は、各KPIに適したベンチマークとなる値、日本政府等の省庁が出している目標値、推奨値、「Business as Usual（成り行きの場合）」シナリオと規制上要求される目標の両方を超えるものであるか否かなどを判断の根拠として、個別案件ごとに評価される手続きを確認した。 よって、要件を満たす。
✓ 市場参加者は、いかなるSPTsも直近のパフォーマンス水準に基づくべきであり、以下のベンチマーク手法の組み合わせに基づき設定されるべきであると認識している： ・ KPI（s）借り手自身の最低でも過去3年分のパフォーマンス。実現可能な場合には、選択したKPI（s）に関する測定実績が望ましい； ・ 借り手の同業他社。すなわち、入手可能かつ比較可能な場合は、同業他社と比較した場合におけるSPTsの相対	2－原則(1) 7文目	べきである	✓	個別の融資案件については、「SPTs設定に関する連絡書」によって、「本件KPIを選定及び本件SPTsを設定した理由」の欄で記載され、適切性に関しても岡山経済研究所により評価されることを確認した。ちゅうぎんフィナンシャルグループでは、以下の6つのKPI ・ CO2削減目標 ・ ZEH受託率 ・ プラスチックリサイクル率 ・ 電気自動車販売量

的位置付けについて（平均的なパフォーマンス水準なのか、業界トップクラスのパフォーマンス水準なのか）、若しくは現在の業界やセクターの基準と比較した相対的位置付け；並びに／又は 科学の参照。すなわち、科学的根拠に基づくシナリオ若しくは絶対値（例：炭素予算等）の体系的な参照、若しくは国・地域・国際的な公式目標（気候変動に関するパリ協定、ネットゼロ目標、持続可能な開発目標（SDGs）等）の体系的な参照、若しくは広く認知された利用可能な最良の技術やESGテーマ全体に関連性のあるターゲットを決定するためのその他の指標の体系的な参照。			・食品廃棄物削減率 ・男性育児休暇取得率 いずれも、融資対象企業の事業における中核的な要素であることを含め、精査されることを確認した。 「本件KPIを選定及び本件SPTsを設定した理由」における記載において、実際に過去3年のパフォーマンスの実測・推計結果、業界ごとにパフォーマンス水準、科学の根拠に基づくシナリオなど複合的に検討し、最終的な野心性を判定することとしている。
✓ 目標や基準値等の普及の程度や性質（努力目標なのか、最低限達成すべき数値なのか、等）を踏まえ、当該目標や基準値を参照する理由や野心度について、丁寧に説明することが望ましい。	2－解説(2)	望ましい	✓ 借り手は「SPTs設定に関する連絡書」の「本件KPIを選定及び本件SPTsを設定した理由」の欄によって貸し手であるちゅうぎんフィナンシャルグループに説明されていることを確認した。
✓ 目標設定に関して貸し手に情報を提供する際には、以下について明確に言及するべきである： ・ 目標達成に関するタイムライン（目標確認期日、トリガー事象、及びSPTsのレビュー頻度を含む）； ・ 関連する場合には、KPIsの改善を示すために選定された検証済みのベースライン又は科学に基づく参照値、及び当該ベースラインや参照値を利用する根拠（日付／期間を含む）； ・ 関連する場合には、どのような場合に、ベースラインの再計算又は試算の調整、及び／又はKPIs及びその後のSPTsの再計算が行われるか； ・ 可能な場合には、競争上の検討事項及び秘密保持に配慮した上で、借り手がどのようにSPTsを達成するのか（例えば、借り手のESG戦略、戦略を支えるESGガバナンスと投資、事業戦略を説明する等が考えられる。すなわち、SPTsの	2－原則(2) 1文目	べきである	✓ 借り手は「SPTs設定に関する連絡書」により以下の内容が言及されていることを確認した。 ・ 目標達成に関するタイムライン（目標確認期日、トリガー事象、及びSPTsのレビュー頻度を含む）； ・ 関連する場合には、KPIsの改善を示すために選定された検証済みのベースライン又は科学に基づく参照値、及び当該ベースラインや参照値を利用する根拠（日付／期間を含む）； ・ 可能な場合には、競争上の検討事項及び秘密保持に配慮した上で、借り手がどのようにSPTsを達成するのか（例えば、借り手のESG戦略、戦略を支えるESGガバナンスと投資、事業戦略を説明する等が考えられる。すなわち、SPTsの達成に向けてパフォーマンスを向上させると予想される主要な手段・行動の種類、及び予想されるそれぞれの貢献を可能な限り定量的に示すことを通じて説明すること等。）；並びに、 ・ SPTsの達成に影響を及ぼし得る、借り手が直接的に管理することができない他の重要な要因。

達成に向けてパフォーマンスを向上させると予想される主要な手段・行動の種類、及び予想されるそれぞれの貢献を可能な限り定量的に示すことを通じて説明すること等。）；並びに、 SPTsの達成に影響を及ぼし得る、借り手が直接的に管理することができない他の重要な要因。				また、関連する場合には、どのような場合に、ベースラインの再計算又は試算の調整、及び／又はKPIs及びその後のSPTsの再計算が行われるかについては、目標の達成状況における実質的な達成の難易度によってSPTsの再計算の必要性をSLLフレームワークで規定していることを確認した。
✓ 適切なKPIsとSPTsは、取引ごとに、借り手と貸し手グループの間で決定及び設定すべきである。	2－原則(2) 2文目	べきである	✓	個別の融資案件に対して、「SPTs設定に関する連絡書」によりSLLフレームワークに従った個々のKPIs、SPTsが設定されることを確認した。
✓ 適切な場合は、借り手は契約前のセカンド・パーティ・オピニオン（SPO）又はKPI／SPTの評価などを通じて、外部レビュー機関から意見を求めることが望ましい。	2－原則(2) 5文目	望ましい	✓	ちゅうぎんフィナンシャルグループにおけるSLLフレームワークでのKPI、SPTsのセカンド・パーティ・オピニオンは今回SOCOTECによって取得することとしており、これらのSLLフレームワークに従って、個別の案件に関しては外部レビュー機関として指定している岡山経済研究所によって個々に「確認回答書」という形で意見を取得する手続きとなっていることを確認した。 よって要件を満たす。
✓ 外部レビュー機関は、契約前のSPOにおいて、選定されたKPIsの関連性・頑健性・信頼性、設定されたSPTsの根拠及び野心度、選定されたベンチマークとベースラインの関連性と信頼性、及びSPTsの達成に向けた戦略の信頼性について、該当する場合にはシナリオ分析も活用しながら、評価すべきである。	2－原則(2) 6文目	べきである	✓	契約前のSPOにおいて、今回のSOCOTECによる評価にてちゅうぎんフィナンシャルグループが選定したKPIsの関連性・頑健性・信頼性、設定されたSPTsの根拠及び野心度、選定されたベンチマークとベースラインの関連性と信頼性、及びSPTsの達成に向けた戦略の信頼性についてちゅうぎんフィナンシャルグループの「気候変動への対応とTCFD（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）提言への取組状況」に示された気候シナリオ分析の結果や、IEA SDSシナリオ、IEA NZEシナリオなどを参照し評価を行った。
✓ 契約後については、対象範囲、KPIの方法論、SPT（s）の設定に重大な変更があった場合、借り手は、これらの変更内容について外部レビュー機関に評価を依頼することが奨励される。	2－原則(2) 7文目	奨励される	✓	SLLフレームワークでは、契約後については、対象範囲、KPIの方法論、SPT（s）の設定に重大な変更があった場合、借り手は、これらの変更内容について外部レビュー機関に評価を依頼することが記述されていることを確認した。
✓ サステナビリティ・リンク・ローンの信頼性向上の観点から、借り手は、自身が事前に設定したSPTsを達成するための想定しうる手段や取	2－解説(6)	望ましい	✓	個別の融資案件に対して、「SPTs設定に関する連絡書」によりSPTsを達成するための想定しうる手段や取組について言及されることを確認し

組について競争上の検討事項や守秘義務に配慮する事項等を踏まえた上で言及することが望ましい。				た。
✓ KPIとSPTsは客観性が重要であり、その内容の適切性について、借り手は第三者のレビューを求めることが望ましい。	2－解説(7)	望ましい	✓	個別の案件に関しては外部レビュー機関として指定している岡山経済研究所によって個々に「確認結果回答書」という形で意見を取得する手続きとなっていることを確認した。
✓ 外部からのインプットを求めない場合、借り手は、KPIの方法論を検証するために組織内部の専門性を証明又は確立し、関連する内部プロセスやスタッフの専門性も含め、専門性を細かい点に至るまで十分に文書化する事が望ましい。	2－原則(3) 1、2文目	望ましい	✓	個別の案件に関しては外部レビュー機関として指定している岡山経済研究所によって個々に「確認回答書」という形で意見を取得する手続きとなっていることを確認した。 よって、本項は該当しない。
✓ この文書は、要請に応じ、融資に参加する貸し手に開示・説明されるべきである。	2－原則(3) 3文目	べきである	✓	個別の案件に関しては外部レビュー機関として指定している岡山経済研究所によって個々に「確認回答書」という形で意見を取得する手続きとなっていることを確認した。 よって、前項が該当しないため、本項に関しても該当せず要件を満たす。
✓ 借り手がサステナビリティ・リンク・ローンを受けたことを主張・標榜し社会からの支持を得るために、サステナビリティに関する透明性を確保することが必要であり、サステナビリティ・リンク・ローンの自己評価の結果を、WEBサイト等を通じて一般に開示する事が望ましい。	2－解説(9)	望ましい	✓	SLLフレームワークに関しては借り手による自己評価を用いることは規定されていない。

Overall comment on this section:

SPTs の設定は、SLL ガイドラインが示す基準を適用して借り手により判断された内容が「SPTs 設定に関する連絡書」に記載され、外部レビュー機関の野心度を含めた適合性についての意見を取得する手順を通して、原則に適合することを確認した。

3.SLLP 等との整合性(原則 3)ローンの特性(経済条件)について

Does the review assess:

内容	記載場所	しなければならない /べきである /望ましい /奨励される	✓	評価結果
3. ローン特性				
✓ サステナビリティ・リンク・ローンの主な特性は、経済的な結果が、選択し事前に定義したSPT (s) を満たすかどうかに関連することである。借り手自身のサステナビリティ向上に向けて、十分なインセンティブとして機能することが必要である。	3－解説(1)	—	✓	金利優遇というインセンティブを提供することをSLLフレームワークの中で明確にしている。

Overall comment on this section:

本 FW は金利優遇というインセンティブを SPTs の充足に関連させているため、原則に適合することを確認した。

4.SLLP 等との整合性(原則 4、5)レポーティングと検証について

Does the review assess:

内容	記載場所	しなければならない /べきである /望ましい /奨励される	✓	評価結果
4. レポーティング				
✓ 借り手は、少なくとも年1回、ローンに参加する貸し手に以下を提供すべきである。 - 貸し手がSPTsのパフォーマンスをモニタリングし、SPTsが引き続き野心的で借り手のビジネスに対し関連性がある状態に変わらないことを判断するために十分な最新の情報；並びに、 - 当該年のSPTsに対するパフォーマンスと、融資の経済的特性について関連する影響、及びその影響が発生するタイミングについて概説した検証報告書を添付したサステナビリティ確認書。	4－原則(1) 1文目	べきである	✓	年次報告書として「ちゅうぎんサステナビリティ・リンク・ローンに関するレポーティング」の様式によって報告されることを確認した。 当該様式では、以下の事項を含んでいる。 - 貸し手がSPTsのパフォーマンスをモニタリングし、SPTsが引き続き野心的で借り手のビジネスに対し関連性がある状態に変わらないことを判断するために十分な最新の情報；並びに、 - 当該年のSPTsに対するパフォーマンスと、融資の経済的特性について関連する影響、及びその影響が発生するタイミングについて概説した検証報告書を添付したサステナビリティ確認書。
✓ SLLの市場では透明性が特に重視されるため、借り手は、SPTs算出及び／又は仮定の前提となる方法論の詳細を含む、SPTsに関連する情報を一般に開示することが奨励される。 この情報は、借り手の年次の統合報告書又はサステナビリティレポートに含まれることが多い。しかし、これは常にそうであるとは限らず、適切な場合は、借り手はこの情報を一般に開示するのではなく、貸し手と個別に共有することを選択することも可能である。	4－原則(2) 1文目	奨励される	✓	年次報告書として「ちゅうぎんサステナビリティ・リンク・ローンに関するレポーティング」の様式によって中国銀行へ報告されることを確認した。

内容	記載場所	しなければならない /べきである /望ましい /奨励される	✓	評価結果
5. 検証				
✓ 借り手は、最後のSPTのトリガー事象判定日に達した後まで、サステナビリティ・リンク・ローンの経済的特性の調整につながり得るSPTに対するパフォーマンスの評価に関連する際は随時、各KPIの各SPTに対するパフォーマンス水準について、独立した外部検証を取得しなければならない。	5－原則 2文目	しなければならない	✓	年次報告書として「ちゅうぎんサステナビリティ・リンク・ローンに関するレポート」の様式によって報告され、指定外部レビュー機関である岡山経済研究所により外部検証を受けることを確認した。 よって要件を満たす。
✓ これはサステナビリティ・リンク・ローン原則に必要な要素であり、監査機関（限定的保証又は合理的保証による）、環境コンサルタント、及び／又は独立格付機関等の、関連する専門的知見を有する適格な外部レビュー機関が実施すべきである。	5－原則 3文目	べきである	✓	外部レビュー機関として特定している一般財団法人岡山経済研究所と借り手との関係性について、出資関係、人的関係はない。 ①誠実性、②公平性、③プロフェッショナルとしての能力及び正当な注意、④守秘義務、⑤プロフェッショナルに関しては、外部レビュー機関として運営している一般財団法人岡山経済研究所へのインタビューにて確認した。
✓ SPTsに対するパフォーマンスの検証は、適時に貸し手と共有されなければならない、適切な場合は、一般に開示されなければならない。	5－原則 4文目	なければならない	✓	個別の案件に関しては外部レビュー機関として指定している岡山経済研究所によって個々に「確認結果回答書」という形で意見を取得し、貸し手に共有されることを確認した。

Overall comment on this section:

本 FW では、SPTs のパフォーマンス等について、借り手は「ちゅうぎんサステナビリティ・リンク・ローンに関するレポート」の様式によって年次で中国銀行に報告し、外部レビュー機関の検証を取得する手順となっているため、これらの原則に適合することを確認した。

5-4 グリーンローン・フレームワーク評価の詳細(Detailed Review)

1.GLP 等との整合性(原則1)調達資金の使途の妥当性について

内容	記載場所	しなければならない /べきである /望ましい /奨励される	✓	評価結果
1. 調達資金の使途				
✓ グリーンローンの基本的な決定要因は、ローンによる調達資金がグリーンプロジェクト（R&D費を含めたその他の関連及び付随的支出を含む）のために使われることであり、そのことは、融資文書、及び該当する場合は資金調達のマーケティング資料及び／又はグリーンローン・フレームワークにおいて、適切に記載されるべきである。	1－原則(1) 1文目	べきである	✓	内部規程の「サステナブルローン」グリーンローン取り上げチェック表にてグリーンローンの対象を決定する基準が明記されている。 中国銀行ではサステナブル・ファイナンスの提案資料の中で、資金使途がグリーンプロジェクトに限定されることに関して記述されていることを確認した。
✓ 調達資金の使途となる全てのグリーンプロジェクトは、明確な環境上の便益を有すべきであり、その便益は借り手によって評価され、実現可能な場合は定量的に示されるべきである。	1－原則(1) 2文目	べきである	✓	ローンフレームワークでも以下のグリーンプロジェクトを対象とすることが記載されている。 1. 再生可能エネルギー 2. エネルギー効率 3. 汚染防止と管理 4. クリーンな輸送 5. 持続可能な水資源及び管理 6. 環境経済に対応した製品、製造技術・プロセス 7. グリーンビルディング

✓ 調達される資金の全て又は一部をリファイナンスに充当する場合、借り手は、初期投資に使う分とリファイナンスに使う分の推定比率を提供することが望ましい。	1－原則(2) 1文目	望ましい	✓	リファイナンス案件に関しては、別途評価することを確認した。
✓ 適切な場合には、どの投資又はプロジェクトポートフォリオがリファイナンスの対象となり得るかを明らかにするとともに、関連する範囲内で、リファイナンスの対象となる適格なグリーンプロジェクトの想定される対象期間（ルックバック期間）も明らかにすべきである。	1－原則(2) 2文目	べきである	✓	リファイナンス案件に関しては、別途評価することを確認した。
✓ 長期にわたり維持が必要である資産について、複数回のグリーンローンによる資金調達を通じてリファイナンスを行う場合は、融資時点において、その資産の経過年数、残存耐用年数やリファイナンスされる額を明確に開示し、長期にわたる環境改善効果の持続性について評価し、必要に応じて外部レビュー機関による評価を受け確認すべきである。	1－解説(6)	べきである	✓	フレームワークの中で記載されていることを確認した。

Overall comment on this section:

調達資金の使途については、グリーンローン原則に規定するグリーンプロジェクトの分類のうち 7 つの分類を対象とすることが本 FW において規定されており、リファイナンス部分は区別して明確な環境改善効果を評価する手順となっているため、原則に適合することを確認した。

2.GLP 等との整合性(原則 2)プロジェクトの評価と選定のプロセスについて

内容	記載場所	しなければならない /べきである /望ましい /奨励される	✓	評価結果
2. プロジェクトの評価と選定のプロセス				
✓ グリーンローンの借り手は、以下の点を貸し手に対して明確に伝えるべきである。 ・ グリーンプロジェクトの環境面での持続可能性に係る目標； ・ 借り手が、資金調達予定のグリーンプロジェクトが、適格なグリーンプロジェクトの分類に含まれると判断するプロセス；及び、 ・ 関連するプロジェクトに付随すると認識された、実際の又は潜在的な、環境的、社会的リスクを特定・管理するプロセスについての補完情報	2-原則(1) 1文目	べきである	✓	「環境改善目標設定に関する連絡書」にて借り手から情報を入手することを確認した。 必要情報は中国銀行の営業担当者が取得する手順となっている。 「環境改善目標設定に関する連絡書」には以下の事項が含まれることを確認した。 ・ グリーンプロジェクトの環境面での持続可能性に係る目標； ・ 借り手が、資金調達予定のグリーンプロジェクトが、適格なグリーンプロジェクトの分類に含まれると判断するプロセス；及び、 ・ 関連するプロジェクトに付随すると認識された、実際の又は潜在的な、環境的、社会的リスクを特定・管理するプロセスについての補完情報
✓ グリーンローンにより調達される資金の充当対象となる個別のグリーンプロジェクトが決定している場合には不要であるが、充当対象となる個別のグリーンプロジェクトが決定していない場合（（i）一般事業者、地方自治体等が自らの一定の分類に属するグリーンプロジェクトに係る資金調達をするためグリーンローンとして調達する場合、（ii）多数のグリーンプロジェクトに対する投資・融資の原資を調達する場合、など）には、借り手は、上記のほか、調達資金の充当対象とするグリーンプロジェクトが環境面での持続可能性に係る目標に合致すると判断する	2-解説(1)	べきである	✓	GLフレームワークにおいては以下の7種類のグリーンプロジェクトに限定することが明確に記載されており、これらのグリーンプロジェクトのみから選択されることを確認しており、それらから外れるプロジェクトでグリーン性を評価するような事案は発生しないことを確認した。 1. 再生可能エネルギー 2. エネルギー効率 3. 汚染防止と管理 4. クリーンな輸送 5. 持続可能な水資源及び管理

ための規準（Criteria）についても策定し、事前に貸し手に説明すべきである。				6. 環境経済に対応した製品、製造技術・プロセス 7. グリーンビルディング
✓ 調達資金の使途の貸し手への説明は、貸し手その他の関係者が資金使途の適切性を評価できるようにするため、「風力発電事業のための設備建設」「バイオマス発電事業に係る融資」などのように、一定の分類を示して行うべきである。	2-解説(3) 1文目	べきである	✓	「環境改善目標設定に関する連絡書」によって特定のプロジェクトの種類が明示されることを確認した。
✓ 調達資金の使途となる個別のグリーンプロジェクトが具体的に確定している場合には、当該グリーンプロジェクトを明示して行うことが望ましい。	2-解説(3) 2文目	望ましい	✓	個別融資案件については、「環境改善目標設定に関する連絡書」の中で明示されることを確認した。
✓ グリーンプロジェクトの評価・選定に当たり、参照する環境基準・認証がある場合、それらについても事前に貸し手に説明することが望ましい。	2-解説(6)	望ましい	✓	グリーンプロジェクトの評価・選定に当たり環境省が定めているグリーンプロジェクトの基準に従って評価することとしているため、要件を満たしている。
✓ グリーンプロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセスには、環境関連部署などの専門性のある部署や、外部レビュー機関が関与し、環境の観点からの適切性を確保するための牽制を働かせることが望ましい。	2-解説(8)	望ましい	✓	個別融資案件については、外部機関の岡山経済研究所により、環境改善効果を個々に評価することとしており要件を満たす。
✓ グリーンプロジェクトが、本来の環境改善効果とは別に、付随的に、環境・社会に対してネガティブな効果を持つ場合には、貸し手その他の関係者が適切に評価出来るよう、借り手は、そのネガティブな効果の評価や、対応の考え方等も併せて説明すべきである。	2-解説 (11)	べきである	✓	個別の融資案件においては「環境改善目標設定に関する連絡書」の中で報告される仕組みとなっていることを確認した。 「環境改善目標設定に関する連絡書」には以下の事項が含まれることを確認済みである。 ・グリーンプロジェクトが、本来の環境改善効果とは別に、付随的に、環境・社会に対してネガティブな効果を持つ場合には、そのネガティブな効果の評価や、対応の考え方によって要件を満たす。

✓ 借り手はまた、以下を実施することが奨励される。 ・ 上記の情報を、借り手の環境面での持続可能性に関する包括的な目的、戦略、方針、及び／又はプロセスの文脈の中に位置づけること； ・ 関連する場合は、政府又は市場ベースのタクソノミー、関連する適格性規準（該当する場合は除外規準を含む）とプロジェクトの適合に関する情報を提供し、及び、プロジェクト選定において参照した環境基準又は認証を公開すること；並びに、 ・ 関連するプロジェクトから生じる、社会及び／又は環境への負のインパクトによる既知又は潜在的な重大なリスクに対する緩和策を特定するプロセスを有すること。そのような緩和策には、明確かつ関連するトレードオフ分析の実施及び借り手が潜在的なリスクを有意義であると評価する場合に必要なモニタリングが含まれ得る。	2ー原則(2)	奨励される	✓ 個別の融資案件においては、「環境改善目標設定に関する連絡書」のなかで該当する場合には記述され、報告されることを確認した。 「環境改善目標設定に関する連絡書」には以下の事項が記載されることを確認済みである。 ・ グリーンプロジェクトが、本来の環境改善効果とは別に、付随的に、環境・社会に対してネガティブな効果を持つ場合には、そのネガティブな効果の評価や、対応の考え方を借り手の環境面での持続可能性に関する包括的な目的、戦略、方針、及び／又はプロセスの文脈の中に位置づけること； ・ 関連する場合は、政府又は市場ベースのタクソノミー、関連する適格性規準（該当する場合は除外規準を含む）とプロジェクトの適合に関する情報を提供し、及び、プロジェクト選定において参照した環境基準又は認証を公開すること；並びに、 ・ 関連するプロジェクトから生じる、社会及び／又は環境への負のインパクトによる既知又は潜在的な重大なリスクに対する緩和策を特定するプロセスを有すること。 よって要件を満たす。
✓ 環境基準・認証等を参照した場合には、参照した環境基準・認証等と実際のグリーンプロジェクト等がどの様に適合しているのかを併せて説明することが望ましい。	2ー解説(17) 1文目	望ましい	✓ BELS、グリーンビルディング認証等の基準に際し、「確認結果回答書」の中で記述されることを確認した。
✓ 外部の認証を活用する場合には、単に認証を満たすことだけでなく、それによって達成される環境改善効果等についても説明することが望ましい。	2ー解説(17) 2文目	望ましい	✓ BELS、グリーンビルディング認証等の基準に際し、「確認結果回答書」の中で記述されることを確認した。

Overall comment on this section:

プロジェクトの評価と選定においては、本 FW において、対象とするプロジェクトをグリーンローン原則に規定するグリーンプロジェクトの分類のうち 7 つの分類に限定することが規定されており、また個々の融資案件の環境改善効果を「環境改善目標設定に関する連絡書」に基づき外部レビュー機関が評価し選定する手順となっているため、原則に適合することを確認した。

3.GLP 等との整合性(原則 3)調達資金の管理について

内容	記載場所	しなければならない /べきである /望ましい /奨励される	✓	評価結果
3. 調達資金の管理				
✓ 透明性を維持し、商品の誠実性を促進するため、グリーンローンの調達資金は、専用口座に入金されるか、借り手によって適切な方法で追跡されるべきである。	3-原則(1) 1文目	べきである	✓	全額充当の場合以外に専用口座を設定する手順となっている。 資金充当先に関しては、資金の振り込み明細等で確認することとしていることを確認した。 よって、条件を満たす
✓ 調達資金の管理は、グリーンプロジェクトに対する借り手の投融资業務に関連した正式な内部プロセスにおいて、借り手によって証明されるべきである。	3-原則(1) 2文目	べきである	✓	中国銀行の融資管理システムによって、GLの内部プロセスが決定されており、適切な運用を確認した。 「制度融資コード」による管理となっている。 よって条件を満たす。
✓ 借り手は、未充当資金の残高についての想定される一時的な運用方法を貸し手に知らせるべきである。	3-原則(1) 3文目	べきである	✓	ほとんどのケースで未充当資金が発生するケースはないことを確認した。 発生する場合には、中国銀行と借り手との間で資金管理方法に関してコミュニケーションされることを確認した。
✓ 未充当資金は早期にグリーンプロジェクトに充当するよう努めることが望ましい。	3-解説(1)	望ましい	✓	上記同様
✓ 借り手は、グリーンローンにより調達される資金の追跡管理の方法について、貸し手への事前説明が望ましい。	3-解説(3)	望ましい	✓	ほとんどのケースで一括充当であり、調達資金の追跡が必要なケースは想定していない。

Overall comment on this section:

調達資金の管理については、中国銀行により資金充当先が把握され、未充当資金が発生する場合は専用口座にて管理するため、原則に適合することを確認した。

4.GLP 等との整合性(原則 4)レポーティングについて

内容	記載場所	しなければならない /べきである /望ましい /奨励される	✓	評価結果
4. レポーティング				
✓ 借り手は、資金使途に関する最新の情報を作成・維持し、容易に入手できるようにすべきであり、このような情報は、グリーンローンが全額実行されるまで（又は、リボルビング・クレジット・ファシリティの場合はファシリティ期限まで）年に一度は更新し、かつ、重要な変化があった場合は速やかに更新すべきである。	4-原則(1) 1文目	べきである	✓	予定された内容からの変更等が生じた場合には、「取引構想協議」の再協議稟議において変更内容は議論されるため、適切な情報伝達が行われることを確認した。 よって条件を満たす。
✓ この年次報告書には、グリーンローンの調達資金を充当されているグリーンプロジェクトのリスト、各グリーンプロジェクトの概要、充当された資金の額、期待されるインパクト、また可能な場合には達成されたインパクトを含めるべきである。	4-原則(1) 2文目	べきである	✓	年次報告書として「ちゅうぎんグリーンローンに関するレポーティング」の様式によって報告されることを確認した。

✓	守秘義務契約が存在する場合や競争上の配慮が必要な場合又は対象プロジェクトの数が多く詳細な情報を提供することが制限され場合、グリーンローン原則は情報を一般化した形又は集計したポートフォリオ単位（例えば、一定の分類への充当割合）で提示することが望ましい。	4ー原則(1) 3文目	望ましい	✓	基本的には単一プロジェクトで融資されることを確認した。
✓	借り手は、グリーンローンであることを表明する場合には、グリーンローンにより調達した資金の使用に関する最新の情報を、資金調達後に一般に開示することが望ましい。	4ー解説(2) 1文目	望ましい	✓	借り手による開示はケースバイケースであるが、全案件に関して中国銀行側で一般公開することになっていることを確認した。
✓	「グリーンプロジェクトの概要」には、そのプロジェクトの進捗状況を含む。未充当資金がある場合には、その金額又は割合、充当予定時期及び未充当期間の運用方法が開示事項に含まれることが望ましい。	4ー解説(4)	望ましい	✓	ほとんどのケースで一括充当であり、未充当資金が生じるケースは想定していない。
✓	調達資金を既に開始されているグリーンプロジェクトのリファイナンスに充当した場合、上記の開示事項には、i) 調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額（又は割合）、ii) どのグリーンプロジェクト（又は分類）のリファイナンスに充当されたのか、が含まれることが望ましい。	4ー解説(5)	望ましい	✓	リファイナンスのケースはほとんど想定していない。
✓	期待される及び／又は達成されたプロジェクトのインパクトを伝える上では、透明性が特に重要である。そのためにグリーンローン原則は、定性的なパフォーマンス指標を使用すること、及び、実現可能な場合には、定量的なパフォーマンス指標（例えば、エネルギー容量、発電量、温室効果ガスの削減／回避量等）を使用すること及び定量値を導く上で用いた主要な算出方法及び／又は仮定を開示することが望ましい。	4ー原則(2) 2文目	望ましい	✓	すべて定量的指標により設定することをローンフレームワークで規定していることを確認した。
✓	実現したインパクトをモニタリングする能力のある借り手は、参加金融機関への定期的なレポートにその情報を含めることが奨励される。	4ー原則(2) 3文目	奨励される	✓	年次報告に常にモニタリング結果を含んでいることを確認した。

✓	グリーンローンに係る情報開示の主体は、一義的には借り手たる企業等となるところ、シンジケートローンの場合、貸し手たるアレンジャー金融機関（債権譲渡人）及び参加金融機関（債権譲受人）の関係性において、借り手が開示した情報の範囲を超えて、参加金融機関からレポートにおけるグリーン性に係る情報の提供の要請があった場合、当該情報はグリーンウォッシュを避ける上で重要な情報であることから、アレンジャー金融機関は、要請内容の重要性や組成状況を勘案しながら、真摯に対応を行い、借り手に当該要請を受諾して開示するよう推奨することが望ましい。	4ー解説 (13)	望ましい	✓	シンジケートローンに関しては対象としていない。（個別対応）
---	---	--------------	------	---	-------------------------------

Overall comment on this section:

本 FW では、プロジェクトの資金使途やインパクトに関する最新の情報等について、借り手は「ちゅうぎんサステナビリティ・リンク・ローンに関するレポート」の様式によって年次で中国銀行に報告する手順となっているため、原則に適合することを確認した。

5.GLP 等との整合性(原則 5)レビューについて

内容	記載場所	しなければならない /べきである /望ましい /奨励される	✓	評価結果
5. レビュー				
✓ 適切な場合は、借り手は、自社のグリーンローン又はグリーンローンプログラムがグリーンローン原則の4つの核となる要素に適合しているかを評価するために、(1社若しくは複数社の) 外部レビュー機関を任命することが望ましい。	5-原則(1) 1文目	望ましい	✓	銀行フレームワークに関してはSPOを取得している。個別案件に関しては個々の案件に対する適合性に関して、岡山経済研究所が中国銀行の依頼に基づき評価を行い、4つの原則に対する確認結果として「確認結果回答書」を発行する手続きとなっていることを確認した。
✓ 借り手は、関連する内部プロセスやスタッフの専門知識を含め、そのような専門知識を徹底的に文書化することが望ましい。	5-原則(2) 2文目	望ましい	✓	借り手が評価するという手続きではなく、中国銀行がリポーティングのフォーマットに従って借り手からの実績エビデンスを取得し、年次の実績レポートを作成の上で、指定の外部機関が評価をする枠組みとなっていることを確認した。 よって、借り手における専門性は不要である。 また、レポートを作成する中国銀行の営業担当者は、銀行側で用意されたグリーンプロジェクトごとのレポート様式、計算ツールを用いることと、コンサルティング営業部が主管となって営業担当者へ教育研修を行っていることを確認した。
✓ 借り手が専門知識等を記した文書は、法定書類において当事者間で合意された事項に基づいて、参加金融機関に伝達されるべきである。	5-原則(2) 3文目	べきである	—	上記が借り手にとっては該当しないため本項目該当なし。
✓ 借り手は、適切な場合には、守秘義務契約や競争上の配慮をした上で、グリーンプロジェクトを評価するためのパラメーター及びそれらのパラメーターを評価する上で有する内部専門性についてそのWEBサイト等を通じて一般に開示することが望ましい。	5-原則(2) 4文目	望ましい	—	銀行側が評価を支援し、外部専門機関へレビューを受けているので本項該当なし。
✓ 自己評価の結果については、借り手が、グリーンローンを受けたこ	5-解説(5)	望ましい	—	自己評価は今回該当しない。

とを主張・標榜し社会からの支持を得るためには、グリーンローンに関する透明性を確保することが必要であることから、WEBサイト等を通じて一般に開示することが望ましい。				
✓ 該当する場合には、借り手は、様々な種類のレビューに関する推奨事項とその説明について、「グリーン、ソーシャル、サステナビリティ・リンク・ローンの外部レビューのためのガイダンス（外部レビューのためのガイダンス）」を参照すべきである。	5－原則(3) 2文目	べきである	✓	契約時点で外部レビューに関する事項を借り手に説明していることを確認した。
✓ グリーンローン原則は、外部レビュー機関に対し、自らの実績と関連する専門性を公表し、実施したレビューの範囲を明確に示すことを奨励する。	5－原則(3) 4文目	奨励する	✓	推奨項目に付き、この点に関して外部レビュー機関（岡山経済研究所）が公表することまでは行っていない。 SPO提供のSOCOTECにおいてはHPで公開済み。
✓ 該当する場合は、外部レビューは、グリーンローンの関連文書の規定に従い、融資の当事者である全参加金融機関に適時に伝えられ、参加金融機関が利用することが可能となるようにすべきである。	5－原則(3) 5文目	べきである	✓	ローンフレームワークにおいて岡山経済研究所により外部レビューを受けることについて、貸し手である中国銀行により設定され、借り手に対しても契約時点で伝達されている。
✓ 適切な場合は、守秘義務契約や競争上の配慮をした上で、借り手は、外部レビュー又はその適切な要約をそのWEBサイト等を通じて一般に開示すべきである。	5－原則(3) 6文目	べきである	✓	定期的な情報開示という点において、中国銀行としては借り手に一般公開を行うよう促していることを確認した。
✓ SPOを提供する機関は、ローンのフレームワークに関するアドバイザー業務とは独立しているか、SPOの第三者性を確保するために機関内で情報障壁等の適切な施策が取られるべきである。	5－解説 A) 2文目	べきである	✓	SPO提供先として、今回SOCOTECはアドバイザー業務を中国銀行に提供していない。
✓ SPOを提供する機関の独立性に関するあらゆる懸念は貸し手に開示されるべきである。	5－解説 A) 3文目	べきである	✓	現時点での懸念なし。
✓ 外部レビュー機関はレビューを付与するに当たり、以下の基礎的事項に則るべきである。①誠実性、②公平性、③プロフェッショナルとしての能力及び正当な注意、④守秘義務、⑤プロフェッショナルとしての行動。	5－解説(8) 2) ①～⑤	べきである	✓	外部レビュー機関として特定している一般財団法人岡山経済研究所と借り手との関係性について、出資関係、人的関係はない。 ①、②、③、④、⑤に関しては、外部レビュー機関として運営している一般財団法人岡山経済研究所へのインタビューにて確認した。

✓ 外部レビューを実施するための組織構造として、外部レビューを適切に実施するための十分な組織体制を有し、外部レビューを実施する方法論や手続きをあらかじめ定めているべきである。また、付与する外部レビューの領域をカバーするために必要とされる専門的な経験と資格を有する者を相当数雇用しているべきである。さらに、専門的分野に係る賠償責任保険を利用する場合、その対象範囲に言及するべきである。	5－解説 2) ⑥～⑧	べきである	✓	岡山経済研究所では20名のスタッフでサステナビリティファイナンスの検証体制を確立している。評価手順は決済ワークフローや内規により定められていることを確認した。
✓ 外部レビューの目的、業務の範囲、外部レビューを行う者の資格や外部レビュー機関としての専門性についての一般的な説明を含み、少なくとも、これらの情報を入手できる場所を示すべきである。	5－解説⑨ 1文目	べきである	✓	岡山経済研究所における受託実績の項において専門性を確認することができる。
✓ レビューを付与する外部レビュー機関は、その借り手から独立している第三者性及び利益相反の方針に関する声明について、レビューの結果に係る文書等において含め、少なくとも、これらの情報を入手できるレビューを利用する関係者の理解を容易にするために、レビューを付与する外部レビュー機関は、使用する定義、どの事項について、どのような評価規準に照らして評価を行ったかという分析的アプローチや方法を、レビューの結果に係る文書等の中で、明確に示すべきである。場所を示すべきである。	5－解説 ⑩	べきである	✓	利害相反がないことについて、確認結果の報告書に記載することを確認した。
✓ レビューを利用する関係者の理解を容易にするために、レビューを付与する外部レビュー機関は、使用する定義、どの事項について、どのような評価規準に照らして評価を行ったかという分析的アプローチや方法を、レビューの結果に係る文書等の中で、明確に示すべきである。	5－解説 ⑪ 2文目	べきである	✓	外部評価手順に関しては、岡山経済研究所の内規で規定されていることを確認した。
✓ 詳細な評価規準の開示は困難な場合があるものの、可能な範囲で、どのような評価規準に照らして評価を行ったかを明確に示すことが望ましい。	5－解説 ⑪	望ましい	✓	確認結果回答書において、外部レビュー機関の岡山経済研究所の記載を確認した。SPOにおいてはSOCOTECの報告書では評価基準が明記されている。

✓ 外部レビューにおいて評価する限界的事項も含め、外部レビューには、その結論・アウトプットを含め、少なくとも、これらの情報を入手できる場所を示すべきである。	5-解説 ⑫	べきである	✓ 確認結果回答書において、結論を明確に記述しており、中国銀行へ提出されていることが確認できた。 外部レビューにおけるSPOの結果は情報公開することを確認した。
--	-----------	-------	---

Overall comment on this section:

本 FW については SOCOTEC によるセカンド・パーティ・オピニオンを取得し結果を公開すること、個々の融資案件については外部レビュー機関である岡山経済研究所による、グリーンローン原則の 4 つの原則への適合性についてのレビューを取得する手順となっているため、原則に適合することを確認した。

ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社
監査チームリーダー 倉内 瑞樹



Mizuki Kurauchi

監査チームメンバー 尾石 裕行



Hiroyuki Oishi

5-5 品質管理の内部プロセス

(1) 外部レビュー業務に係る品質管理手続き

外部レビュー業務に係る品質管理手続きは下記のとおり適切に実施された。

実施日	実施者	手続き	結果概要
2025 年 5 月 20 日	野村 祐吾	テクニカルレビュー (計画書レビュー)	外部レビュー計画書がリスクアプローチ 評価表等を用いて適切に作成されている ことを確認した。
2025 年 6 月 24 日	野村 祐吾	テクニカルレビュー (報告書レビュー)	報告書類について指摘事項があったが、 その修正を確認し、報告書類が適切に作 成されていることを確認した。
2025 年 6 月 24 日	野村 祐吾	プロセスレビュー	外部レビューが定められた手順に従って 実施されたことを確認した。

(2) 評価後に検出された事実

本報告書発行の日付以降にセカンド・パーティ・オピニオンにおける意見に対して重大な影響を与えかねない事実が発見された場合には、当該事実に対処し、中国銀行へ報告できる体制を整備し、対策を講ずることとしている。

(3) 外部レビュー(報告書審査)の結果

本報告書の発行にあたり、品質管理レビューとしてテクニカルレビュー及びプロセスレビューを実施した結果、記載内容が適切であると判断した。

ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社

品質管理レビュー 野村 祐吾



Yugo Nomura

5-6 基準への適合性に係る結論

SOCOTEC は、本 FW に関して中国銀行より提供された関連文書・情報に基づく評価により、中国銀行が金融機関(Enabler)としてちゅうぎんサステナブルローン(GL 及び SLL)を実行するために確立したフレームワークが、GL 及び SLL に対して要求される基準を満たし、適合していることを確認した。

ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社
執行役員社長 二場 誠吾



Seigo Futaba

2025 年 6 月 30 日

Section 6. 付属(Annex)

■留意事項と本報告書の重要な事項の説明

中国銀行と SOCOTEC との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はない。

本文書に記載された情報は、SOCOTEC が借入人及び正確で信頼すべき情報源から入手したものである。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性がある。したがって SOCOTEC は、明示的であると黙示的であるとを問わず、誤りが存在していた場合、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について一切表明保証するものではなく、また、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について一切責任を負うものではない。SOCOTEC は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因の如何を問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切の責任を負わない。本報告書は、評価の対象である SLL フレームワークに係る各種のリスク(信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等)について、何ら意見を表明するものではない。また、本報告書は SOCOTEC の現時点での総合的な意見の表明であり、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもない。本報告書は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがある。本文書に係る一切の権利は、SOCOTEC が保有している。本文書の一部又は全部を問わず、SOCOTEC に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられている。